

刑事訴訟法

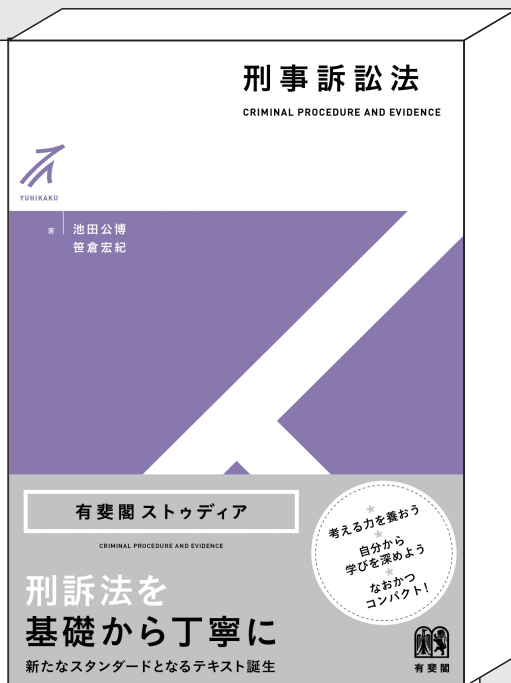
池田公博 = 笹倉宏紀

担当編集から

好評のストゥディアシリーズに、このたび「刑事訴訟法」が加わります。

本書では、考え方の筋道を辿って丁寧に解説する必要がある事項は特に言葉を尽くして説明するなど、叙述に緩急をつけながら刑法法全体を平易に説いています。根拠となる条文や語句の意味をこまめに示す、できる限り具体例を挙げて説明するといった点も、本書を初学者にとってより使いやすいものにするための工夫です。そのような内容としつつも、通読しやすいコンパクトなサイズに収めました。

刑事訴訟法を学ぼうとする動機はさまざまだと思います。法曹を目指す人、公安職を目指す人、ドラマなどを観て刑事手続に興味を持った人、……。どのような理由で学び始めるのであれ、難解な概念・理論に直面して挫折してしまわないように、適切なサポートが必要です。本書は、上記のように、刑法法の初学者の助けになる、学習に最適な本になっています。刑事訴訟法の世界への第一歩を、是非本書とともに踏み出してください。(Y)



用途 対象
学習 教養 学部 LS 一般

2022年12月発売 / 306頁 / 定価2310円(税込)
A5判 / 並裝



BOOK INFORMATION

Point

重要な書式はサンプルも掲載！

同じ意味と考えてよい。たとえば、多くの者が利用する通信用のサーバーの押収は、通信に多大の支障をもたらす。他方で、サーバーを押収してもそれらの支障を上回るほどの捜査上の利益が見込まれないならば、押収の「必要」は認められないといえる(→43)。

4 令状の記載

① 記載の特定の意義および趣旨

裁判官が発付する令状には、大きく分けて、①被疑者の氏名・罪名、②対象物・場所、③有効期間のそれぞれを、特定・明示して記載する(憲35条1項、刑訴219条1項)。

令状の記載は、不特定、不明確なものではない。その理由は、以下の三つの点にある。第一に、裁判官による「正当な理由」の審査を意味あるものにする。どこに踏み込むか、何を持ち去るのかをはっきり示さなくてはならず、審査もいっしょに加減ものになりかねない。第二に、捜査機関は処分が許される範囲を知ることができ、裁判官が「正当な理由」を認めた範囲からの逸脱が抑制される。そして第三に、逸脱の有無の判断が容易になり、処分を受けた者が事後に不服を申し立てる場合の手掛かりになる。

実際の記載が十分に特定されたものとなっているかどうかは、上に述べた三つの趣旨との関係で検討される。つまり処分の対象となる物や場所は、第一の趣旨からは、裁判官が事前に、差し押さえるべき物と被疑事実との間の関連性と、差し押さえるべき物が存在する蓋然性が存在すると判断できたことが示される程度に、また、第二および第三の趣旨から、現場において記載と対照して通常誤りなく識別できる程度に、それぞれ特定・明示されていることが求められる。

なお、憲法35条2項は「各別の」令状を要求するが、令状の使い回しの禁止という趣旨からすれば(→134(4)(c))、同一の機会に連続して行われる捜査と差押えを別個の令状で許可する必要はない(実務上は「捜査差押許可状」という1通の令状が発付される)。また、複数の場所を同時に捜査する際に、対象を個別に特定して明記する限り、1通の令状でまとめて許可しても差し支えない。

78 ● CHART ● 1 理 査

CHART 捜査差押許可状の例

捜査差押許可状	
被疑者の氏名及び年齢	京都府京都市左京区吉田山町1番地 乙川 三郎 平成 30年 2月 3日 生
被疑者に対する	殺人 被疑事件 について、下記のとおり捜査及び差押えをすることを許可する。
捜査すべき場所、物等又は物	京都府京都市左京区吉田山町1番地 所在の被疑者の自宅
差し押さえるべき物	包丁、サバイバルナイフ、黒物ナイフ(以下略)
有効期間	令和 元年 9月 30日まで
有効期間経過後は、この令状により捜査又は差押えに着手することができない。この場合には、これを有効期間に違反しているとみなさない。 有効期間内であっても、捜査又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当該判断に違反しなればならない。	
令和 元年 9月 23日 京都府 裁判官 裁判官 田 花 子 印	
請求者の官公氏名	京都府田嶋警察署 司法警察員部 茂谷明英

② 「差し押さえるべき物」の記載

差押えの対象物特定するには、たとえば、製造番号等の記載により、またそれができなくても一般名詞を可能な限り列挙するなど、処分の対象範囲を明記する。

もっとも、捜査・差押えの実施に先立ち、差し押さえるべき物の個別的な特徴まで明記していないことも多く、その特定には限界がある。そのため、事前に想定可能な物の類型を列挙したものとらざるを得ない場合もある。たとえば、遠隔地に住む者が共犯として特定の犯罪を実行した疑いがある場合、電子メールや電話によるやり取りを通じて銀行口座が凍結されたものと考えられることから、差し押さえるべき物として、その際の手段として用いられたであろう

⑤ 令状による捜査・差押え ● 79

詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

